

福岡県公報

平成21年5月27日
第 2 9 7 0 号

目 次

告 示 (第908号 - 第925号)

生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課)	3
生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課)	4
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	5
養鶏振興法の規定に基づくふ化業者の登録 (畜産課)	5
大濠公園能楽堂に係る手数料の徴収事務の委託 (県民文化スポーツ課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	6
県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課)	6
旧福岡県公会堂貴賓館に係る手数料の徴収事務の委託 (文化財保護課)	7
土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課)	7
土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課)	7
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	7
公安委員会	
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の	

開催 (警察本部生活環境課)	7
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の	
開催 (警察本部生活環境課)	8
正 誤	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (平成21年5月15日福岡県公報第2965号公告) 中正誤	9
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (平成21年福岡県公安委員会規則第8号) 中正誤	9

告 示

福岡県告示第908号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
春生143	藤クリニック	春日市須玖北7丁目1-1	21・5・1
春生142	とくい耳鼻咽喉科クリニック	春日市須玖北7丁目1-1	21・5・1
女生148	ちぢわ耳鼻咽喉科	八女郡広川町大字久泉527-2	21・5・1
大生435	永江医院	大牟田市中町2丁目4-3	21・4・1
嘉麻生30	かわくぼクリニック胃腸内科	嘉麻市上白井322-1	21・4・1
像生歯69	宗像地区歯科休日急患センター	宗像市田熊5丁目5-2	21・4・1

前生歯25	たけだ歯科クリニック	前原市波多江駅北4丁目2-1 グランドアストレイア101	21・5・1
直生歯71	藤田歯科医院	直方市新町2丁目6-36	21・4・1
飯生歯145	淵上歯科医院	飯塚市片島1丁目2-19	21・4・1
飯生歯146	はやま歯科医院	飯塚市川津370-4	21・5・1
田生歯81	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	21・5・1
遠生歯87	なかしま歯科医院	遠賀郡水巻町中央6-1	21・3・21
行生歯76	毛利歯科医院	行橋市泉中央8丁目20-7	21・5・1
大野生薬67	カーサ薬局	大野城市牛頸3丁目2-7	21・4・1
う生薬25	エシマ薬局	うきは市浮羽町浮羽395-5	21・4・1
粕生訪4	訪問看護ステーションい ちばん星	糟屋郡新宮町大字上府889-6	21・4・1
筑紫生歯60	むらかみ歯科・小児歯科	筑紫野市針摺東5-1-21	21・5・1

福岡県告示第909号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
直生127	医療法人福聚会江本産婦 人科医院	直方市新町1丁目2-12	21・4・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
八女生79	医療法人隈本内科医院	八女市本町2の321	21・3・31
大生120	永江医院	大牟田市中町2丁目4-3	21・3・31
嘉生189	医療法人松崎医院	嘉穂郡桂川町大字土師字浦田 3267-1	21・3・31
嘉麻生29	かわくぼクリニック内科 胃腸科	嘉麻市上臼井322-1	21・3・31
粕生歯28	田富歯科医院	糟屋郡志免町田富3丁目1-3	21・3・31
直生歯7	藤田歯科医院	直方市新町2丁目6-36	21・3・31
飯生歯38	淵上歯科医院	飯塚市片島1丁目2-19	21・3・31
遠生歯75	医療法人健歯会 田中歯 科医院水巻診療所	遠賀郡水巻町中央6番1号	21・3・20
大野生薬65	カーサ薬局	大野城市牛頸3丁目2-7	21・3・31
京生薬45	富久調剤薬局	京都郡苅田町富久町1丁目27- 8	21・3・31
大生訪2	福田病院訪問看護ステー ション	大川市大字向島1717-3	20・2・1

福岡県告示第910号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行生116	きむらクリニ ック	行橋市中央2丁目7- 8	行橋市大橋3丁目5- 1	21・4・13

行生119	おおみや整形外科医院	行橋市西宮市2丁目3-8	行橋市西宮市2丁目2-30	21・4・1
行生117	医療法人煙飛堂今永眼科医院	行橋市西宮市1丁目2-27	行橋市西宮市1丁目4-1	21・4・1
行生118	医療法人森和会 やまうち内科クリニック	行橋市西宮市2丁目3-8	行橋市西宮市2丁目2-30	21・4・1
像生訪1	老人訪問看護ステーションむなかた	宗像市東郷6丁目2番19号	宗像市東郷6丁目1-1	21・3・23

福岡県告示第911号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
飯生マ19	坂田 猛（健康マッサージやすらぎ）	飯塚市柏の森671-13	21・4・10
田川生マ5	坂本 麻耶（あおぞら訪問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎444-13	21・4・1
粕生マ27	田口 悟（たくち鍼灸マッサージ院）	糟屋郡新宮町夜臼4丁目2-16 サンコーボ新宮102号室	21・4・6
大生柔52	久塚 清伸（久塚整骨院）	大牟田市三里町3丁目1-6	21・3・30

田生柔21	上村 伸哲（創伸接骨院）	田川市大字伊田16-3	21・5・1
田生柔22	上村 創平（創伸接骨院）	田川市大字伊田16-3	21・5・1
八女生柔13	松林 伸弥（やつひめ整骨院）	八女市平田532-8	21・3・31
八女生柔14	田中 良明（やつひめ整骨院）	八女市平田532-8	21・3・31
筑紫生柔40	庄嶋 建博（しょうじま鍼灸整骨院）	筑紫野市原田6丁目7-3ラ・ポール 102	21・4・1
嘉麻生柔10	住田 幸隆（桜花整骨院）	嘉麻市大隈町246-2	21・4・17
粕生柔44	原 年弘（志免彩整骨院）	糟屋郡志免町南里1丁目1-17	21・4・1
粕生柔45	長谷川典子（志免彩整骨院）	糟屋郡志免町南里1丁目1-17	21・4・1
粕生柔46	富永 峯人（とみなが整骨院）	糟屋郡志免町志免4丁目24-1	21・4・1
粕生柔47	安松 和哉（極楽堂 富永整骨院）	糟屋郡宇美町宇美4丁目6-5	21・4・1
粕生柔48	後藤 航（極楽堂 富永整骨院）	糟屋郡宇美町宇美4丁目6-5	21・4・1

福岡県告示第912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
生柔38	久塚整骨院	大牟田市三里町3丁目1-1	20・8・26
田生柔16	築島 優一朗（長生庵）	田川市大字伊田2741-11 KMビル1階	21・4・1
粕生柔19	極楽堂富永整骨院	糟屋郡宇美町宇美4丁目6-5	21・3・31

福岡県告示第913号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
幸居5	うめはうすデイサービスセンター	太宰府市幸府1丁目11-19	21・4・1	通介・予通介
粕介315	志免総合診療所	糟屋郡志免町志免4丁目22-11	21・2・1	居管・予居管
遠介171	医療法人財団池友会福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	21・5・1	訪リ・予訪リ
京生介老7	介護老人保健施設御所	京都郡みやこ町勝山松田1133	21・5・1	短療・老保・予短療
粕居80	訪問看護ステーションいちばん星	糟屋郡新宮町大字上府889-6	21・4・1	訪介・予訪看
小居27	アップルハート訪問看護ステーション小郡	小郡市稲吉1350-10	21・5・1	訪看・予訪看

飯居1	グリーンコープ飯塚デイサービスセンターなごみ	飯塚市潤野967-13	21・3・1	通介・予通介
飯支13	青い鳥ケアプランセンター	飯塚市横田875-4	21・5・1	居支
飯居242	青い鳥ケアサービス	飯塚市横田875-4	21・5・1	訪介・予訪介
飯居76	ホームヘルプサービスひよこ	飯塚市大日寺819-1	21・5・1	訪介・予訪介
田居87	デイサービスそよ風	田川市大字弓削田大橋219-1	21・4・1	通介・予通介
行居18	ケアサービスポケット	行橋市南大橋2丁目4-10	21・4・1	訪介・予訪介
小居11	ヘルパーステーションすみれ	小郡市二森1346-5	21・4・1	訪介・予訪介
田川居12	和デイサービス	田川郡糸田町1870-52	21・5・1	通介・予通介
田川居6	株式会社訪問介護ゆず	田川郡川崎町大字池尻124-2	21・4・1	訪介・予訪介
田川居7	訪問介護ハートヘルパーセンター	田川郡川崎町大字田原725-32	21・4・1	訪介・予訪介
大居72	虹の家きなっせ	大牟田市大字吉野字立野1364-1	21・4・16	認共・予認共
飯居59	デイサービスセンターエルム	飯塚市明星寺131	18・4・1	通介・予通介
鞍居75	グループホーム咲いた	鞍手郡小竹町大字御徳字権現堂115-3	21・4・15	認共・予認共
南居23	みずま通所リハビリテーションセンター	三潁郡大木町大字八町牟田1621番地1	21・4・1	通り・予通り

福岡県告示第914号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条

の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
う居19	さくらデイサービス吉井	さくらデイサービスうきは	うきは市浮羽町浮羽433-7	21・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
う居19	さくらデイサービスうきは	うきは市吉井町清瀬1-5	うきは市浮羽町浮羽433-7	21・2・1

福岡県告示第915号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市岡本6丁目70番1、71番及び72番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市岡本7丁目61番地

権藤 絹代

福岡県告示第916号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	登録業者		ふ化場		登録年月日
	名称	住所	名称	所在地	
21-1	株式会社九州孵卵	久留米市藤山町藤吉1728の23	株式会社九州孵卵	八女市大字本2669の1	平成21年5月27日

福岡県告示第917号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定に基づき、大濠公園能楽堂に係る手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
大濠公園能楽堂	福岡市中央区天神1丁目4番1号	株式会社西日本新聞イベントサービス	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

福岡県告示第918号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年4月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車
- (2) 代表者の氏名
釜堀 茂
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県筑紫野市大字吉井1604番地6
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、あらゆる人々を対象にして、地域の舞台芸術を創造して文化芸術振興と普及に関する事業をおこない、文化芸術の力でゆたかで公平な社会づくりに貢献することを目的とします。

福岡県告示第919号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年5月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人歩かんね太宰府
- (2) 代表者の氏名
島松 尚宏
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市長浦台2丁目8番1号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、太宰府市近郊の市民に対し、ガイド付きまち歩きをはじめとして、歴史・文化・自然などをテーマとした講演会・研修会などの実施、まち歩きガイド

小冊子の企画制作、まち歩き検定に関する企画及びイベントの開催を図り、市民公益活動に貢献することを目的とする。

福岡県告示第920号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年5月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 福岡耐震支援センター
- (2) 代表者の氏名
荒木 万壽男
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区板付四丁目7番28号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、国土交通省が目標としている建物の耐震化を推進し、マンションや建物所有者など消費者からの耐震に関する相談を安心して受けられる窓口として、またコンクリート強度や鉄筋配置などのハード面の調査および耐震診断や耐震改修設計などのソフト面の専門技術者を組織的かつ横断的に活用し、住民とのパイプ役としての役割を果たすことにより、地域住民の安全で安心して住めるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑前地区土地改良（暗渠排水）事業計画書の写し	平成21年5月27日から 平成21年6月24日まで	筑前町役場

福岡県告示第922号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、旧福岡県公会堂貴賓館に係る手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
旧福岡県公会堂 貴賓館	大阪市中央区南船場2 丁目3番2号	JMK・都市造園グループ （代表団体 イオン ディライト株式会社）	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで

福岡県告示第923号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
両筑土地改良区 杷木町久喜宮揚水土地改良区 瀬高町土地改良区 大刀洗町下高橋土地改良区	平成21年5月18日

福岡県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
諫山土地改良区 中山間諫山土地改良区 黒田土地改良区 北九州市小倉南区吉田土地改良区 五徳土地改良区	平成21年5月18日

福岡県告示第925号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市東大橋二丁目2140番6、2141番3、2145番3、2147番2、2150番1及び2150番3から2150番15まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区冷泉町10番23号
株式会社第一ゼネラルサービス 代表取締役 速水 収

公安委員会

福岡県公安委員会告示第142号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年5月27日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成21年6月24日（水）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第143号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年5月27日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成21年6月19日（金） 13:30～16:30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成21年6月19日（金） 13:30～16:30	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
平成21年6月19日（金） 13:30～16:30	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
平成21年6月25日（木） 13:30～16:30	嘉麻市大隈町1228番地1 嘉麻市嘉穂生涯学習センター	上嘉穂警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
21・5・15	2965	公 告		10			後から 8		平成21年 4 月27日	平成21年 月 日
21・3・25	2946	福岡県 公安委 員会規 則	8	27			後から 1		松島貝塚線	松崎貝塚線